

Click!

www.harakenzo.com/jpn/gaikoku_siryo
06-6351-4384(代表)
iplaw-osk@harakenzo.com



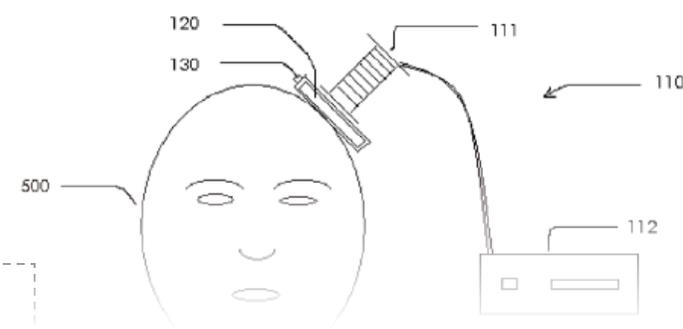
[米国] 「量子もつれ」適用技術の実施可能要件を否定したCAFC判決



— IN RE: HUPING HU, MAOXIN WU, (判決日：2021年3月17日) —

■ 米国特許出願 No.13/449,739 (“739出願”、出願日:2012年4月18日)

- ◆ 経緯 : USPTO(特許審判部)が特許性を否定、CAFCに提訴。
「量子もつれ」に関する他3出願も訴訟対象 (No.11/944,631, No.13/492,830, No.11/670,996)。
- ◆ 発明の名称 : 「量子もつれと物質の非局所的効果を生成するための方法と装置」
発明の効果 : 量子もつれを利用して、離れた場所から薬剤の効能を患者に与える。
※「量子もつれ」…異なる場所にある粒子のスピンなどの量子状態が独立に記述できないという現象。



739出願 発明の概要(公報0045等より)
量子もつれを利用した医療装置(110)が患者の頭(500)に装着され、量子もつれを利用して、離れた場所から薬剤の効能を患者に与える。

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。